

デマンド型乗合タクシーの運用見直しに係る運賃改定について（案） （大竹交通グループ）

1 経緯

令和 6 年 1 2 月 5 日開催の令和 6 年度第 3 回大竹市地域公共交通活性化協議会において、「デマンド型乗合タクシーの運用見直しについて」の議案が提案されることになっており、当該議案には運賃の見直しが含まれている。

道路運送法により、運賃の改定を行う場合は、運賃協議ワーキンググループにおいて協議し、その結果を公共交通活性化協議会に報告することになっている。

2 案の要旨

デマンド型乗合タクシーの運用見直しに伴う運賃の改定について、承認を求めるもの。

3 地区の区分について

○デマンド型乗合タクシーで使用する地区の区分は下表のとおり 8 地区とする。

地区の区分	地 区 内 の 区 域
1 大竹地区	新町、油見、本町、白石、元町、西栄、南栄、東栄、北栄、木野、大竹町大竹、大竹町油見、大竹町木野
2 小方地区	立戸、御幸町、御園、御園台、小方、小方ヶ丘、晴海、黒川、港町、三ツ石町、阿多田、小方町小方、小方町黒川
3 玖波地区	玖波、玖波町、湯舟町
4 川手地区	防鹿、穂仁原、比作、安条、八丁、前飯谷、後飯谷
5 松ヶ原地区	松ヶ原町
6 栗谷地区	大栗林、小栗林、後原
7 その他地区	廿日市市大野渡ノ瀬など
8 タクシー補助地区	広原、谷和、(谷尻)

4 運賃体系について

○運賃は、250円と500円の2種類とする。(※片道運賃、乗車券で利用。)

○目的地の設定が、実施区域の地区内又はその1つ隣の地区の場合は、運賃を250円とし、実施区域の地区から2つ隣の地区以上の場合は、運賃を500円とする。

(※地区の区分については、「3 地区区分について」のとおり。タクシー補助地区は、1つの地区とする。)

○乗車券は、250円×11枚綴り1種類とし、2,500円を販売する。

(※運賃が500円の場合は、乗車券2枚を使用。乗車券はタクシー内で購入する。乗車券を購入する場合は予約時に運行事業者伝える。)

デマンド型乗合タクシーの運賃表

項 目	大竹地区	小方地区	玖波地区	川手地区	松ヶ原地区	栗谷地区
大竹地区	250円	250円	500円	250円	500円	500円
小方地区	250円	250円	250円	250円	500円	500円
玖波地区	500円	250円	250円	500円	250円	500円
川手地区	250円	250円	500円	250円	500円	250円
松ヶ原地区	500円	500円	250円	500円	250円	500円
栗谷地区	500円	500円	500円	250円	500円	250円

5 各住民組織における運賃について

①ひまわりタクシー

- ・従前は玖波7丁目から出発した場合、「玖波駅」、「広島西医療センター」までの片道運賃を200円から250円へ変更する。
- ・玖波8丁目から出発した場合、「玖波駅」、「広島西医療センター」までの片道運賃については従前どおり250円とする。
- ・目的地について、「ゆめタウン大竹」、「大竹市総合市民会館」を追加し、出発地にかかわらず、それぞれの片道運賃を250円とする。

②湯舟のりあいタクシー

- ・「広島西医療センター」、「ゆめタウン大竹」までの片道運賃については従前どおり250円とする。
- ・目的地に、「玖波駅」、「大竹会館」を追加し、「玖波駅」までの片道運賃を250円、「大竹会館」までの片道運賃を500円とする。
- ・なお、名称変更及び実施区域の追加（玖波4丁目）については、活性化協議

会の議案とする。

③三ツ石地区乗合タクシー

- ・「ゆめタウン大竹」までの運賃については従前どおり片道運賃を250円とする。
- ・目的地の「大竹市役所」を削除する。
- ・目的地に「広島西医療センター」、「大竹駅西口」を追加し、それぞれの片道運賃を250円とする。

6 施行日

令和7年2月1日（予定）

7 今後の予定

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ○12月5日 | 大竹市地域公共交通活性化協議会でデマンド型乗合タクシーの運用見直しの議決 |
| ○12月中旬 | 運行事業者から運用見直しに係る変更認可申請等を中国運輸局広島運輸支局に提出 |
| ○1月中旬 | 運行事業者が中国運輸局から認可を受ける |
| ○2月1日 | 新たな運用でデマンド型乗合タクシーを開始 |